

防衛省向債権の流動化（債権譲渡）について

平成21年12月

防衛省は、企業の（防衛省）向債権の流動化（債権譲渡）について、装備品のライフサイクルコストの抑制（取得改革）や供給の安定化に資すること等から、社会の動向を踏まえつつ、一定の要件の下に認めている。

1 具体的内容

対象は、以下の二種類の債権とし、平成13年3月1日から実施しているが、平成21年12月16日に長期債権の適用範囲が拡大された。（付紙参照）

(1) 契約履行完了後の債権（短期債権）

相手方企業は、契約の履行を完了した場合に、5千万円以上の債権につき、国からの支払いがなされるまでの間（請求後30日以内）に、防衛省の承諾を得て、当該契約にかかる代金請求債権を金融機関等に譲渡。（金融機関等は同債権を担保に証券の発行等を実施。（別紙1））

(2) 契約履行完了前の債権（長期債権）

国庫債務負担行為等にかかる長期間の契約（契約期間2年以上、1億円以上等の要件に該当するものに限る）に関し、防衛省の承諾を得て、相手方企業が契約の履行を完了する前に企業会計上、資産（債権）と適切に整理したものを金融機関等に譲渡するもの。（金融機関等は、同債権を担保に証券の発行等を実施。（別紙2））

※契約の履行完了：契約物品を納入し、防衛省から受領検査調書が交付されていること。

※金融機関等：適格機関投資家（機関投資家のうち、証券取引法第2条に規定する内閣府で定められている投資家：具体的には銀行、証券会社、投資信託会社、保険会社等）等で格付機関より、Aランク以上の格付を受けている会社。

※防衛省の支払代金は、相手方企業を通じて金融機関等に支払われ、同金融機関等は投資家に償還金を支払う。

2 期待される効果

○企業

国（防衛省）に対する債権という信用力を背景に低コストの資金調達が可能となるほか、有利子負債圧縮やバランスシートスリム化等により、企業体質の強化や対外的評価の向上、支払利息の低減等を図ることが可能。

また、債権回収時期の早期化により、元請の下請等への支払能力が向上。

○防衛省

企業の支払い利息低減による装備品の調達コスト／ライフサイクルコストの抑制（取得改革）と企業体質の強化による供給能力の向上、供給の安定化を期待可能。

3 留意事項

本施策の実施に当たっては、①譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期されていること、②紛争が未然に防止されると、に留意して、次の点について適切な措置を講ずる。

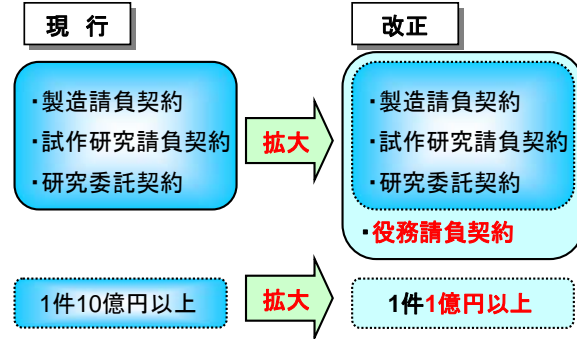
- 防衛省が相手方企業に対して有する契約上の権利の確保等（国の権利の明確化及び異議を留めた承諾による第三者への対抗）
- 証券販売時に債権の性格について周知
- 譲渡債権の範囲・額の明確化及び妥当性の確保（履行途中の債権につき以下の点を確認）
 - ・ 工事進行基準により、企業会計上資産（債権）として整理され、会計監査人の承認を得ていること
- 債権者の明確化による誤払の防止等（債権譲渡は、防衛省の承諾が条件。再譲渡は制限）

4 参 考

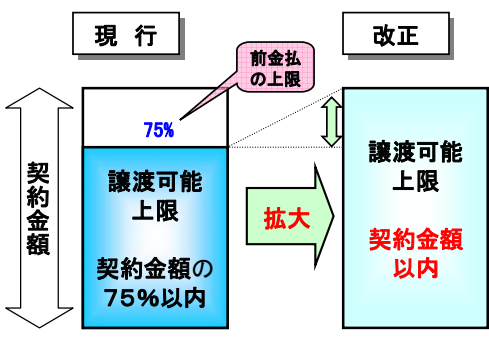
国の建設工事において、履行完了後の債権に関しては、平成10年2月に「完成工事未収金債権の流動化のための債権譲渡の承諾にかかる事務取扱について」（建設省厚契発第8号、建設省経建発第34号、10. 2. 13）が策定され、また、履行途中の債権に関しては、平成11年1月に「未完成公共工事にかかる工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（建設省厚契第8号、建設省経建発第6号、11. 1. 28）が策定された。各省庁もこれらに倣って債権譲渡の承認を実施。

契約相手方が有する長期債権の譲渡の範囲の拡大事項

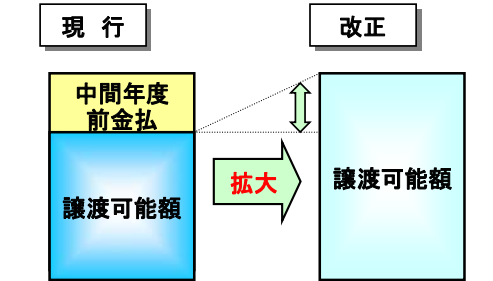
適用契約の拡大



譲渡可能上限の拡大



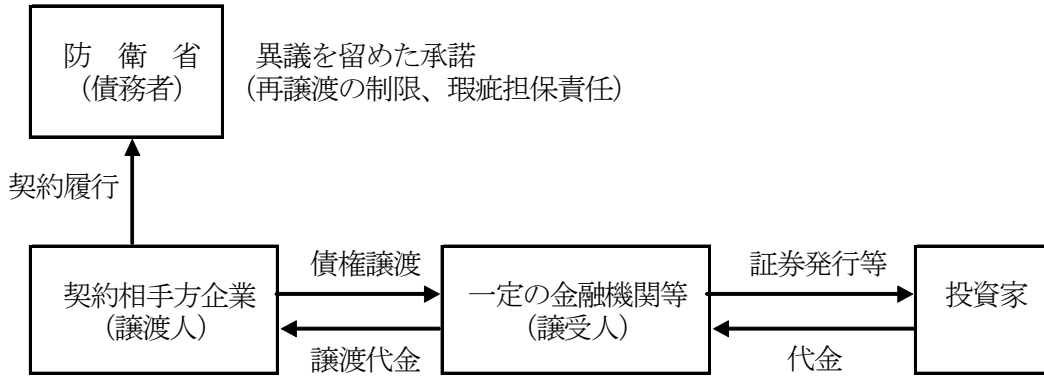
譲渡できる債権の拡大



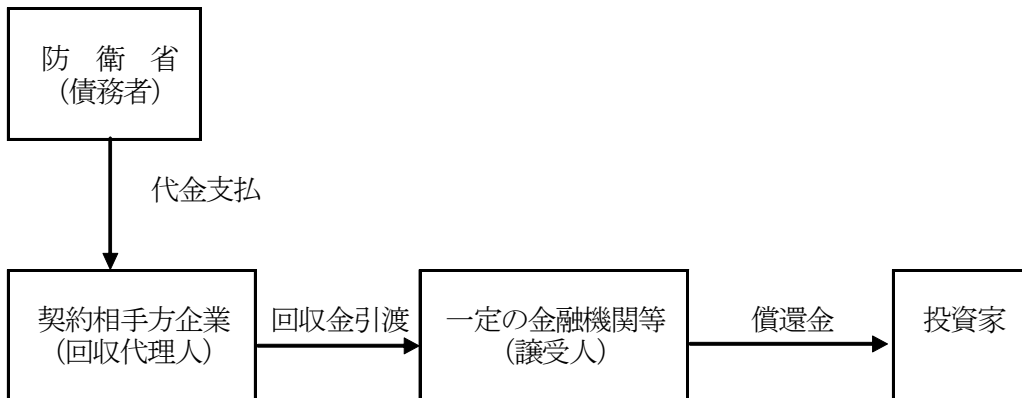
・既前払金額及び既部分払額のうち債権の譲渡先へ引き渡されたことが確認できる額も譲渡対象

契約履行完了後債権（短期債権）の譲渡スキーム

1. 譲渡時

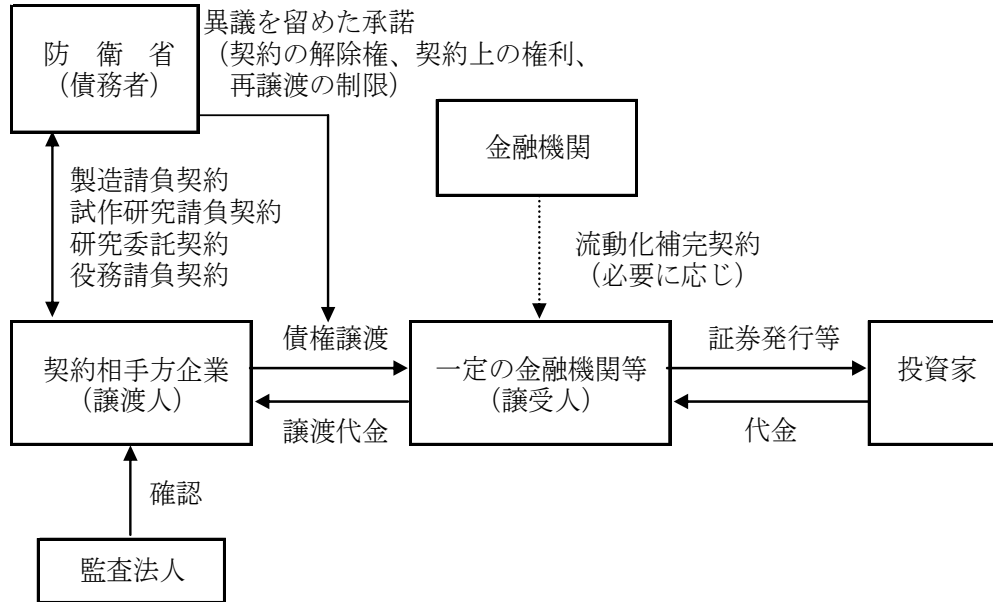


2. 支払期日



契約履行完了前債権（長期債権）の譲渡スキーム

1. 譲渡時



2. 支払期日

